

大和市公告第44号

大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）第7条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和元年8月1日

大和市長 大 木 哲

1 施設の概要

(1) 名 称 大和市障害福祉センター松風園（以下「松風園」という。）

(2) 位 置 大和市西鶴間二丁目24番1号

(3) 種 類

ア 第1松風園 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型
児童発達支援センター

イ 第2松風園 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年
法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を行う生活介護型施設

2 申込期間

令和元年8月1日から同年9月19日まで（午前8時30分から午後5時まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

3 申込場所

大和市健康福祉部障がい福祉課

4 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

5 申込みの資格

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとする者であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、募集要項に定める申込者資格の要件を満たすこと。

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(1) 第1松風園に関する業務

(2) 第2松風園に関する業務

(3) 松風園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、松風園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める事業

7 選定の基準

(1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとする者であること。

(2) 利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(3) 松風園の効用を最大限に発揮するものであること。

(4) 松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) 松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有し、又は確保できる見込みがあること。

(6) その他市長が別に定める基準

8 その他

詳細は募集要項のとおり。